

顧問に関する規程

第1条（目的）

顧問の委嘱条件等に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条（基準）

当法人は業務の必要に応じ、以下の基準のいずれかを満たす者を顧問に委嘱する。

- （1）当法人の事業に関して学識その他の専門的な知見を有する者
- （2）当法人の理事または監事の職にあった者で、在任時の知見が当法人の運営に有益である者
- （3）その他前2項と同等の知見を有する者であるとして、理事会が認める者

第3条（任免）

顧問の任免は理事会の推薦に基づいて理事長が行う。

第4条（権限）

顧問は、重要な事項については、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5条（任期）

顧問の任期は当法人の1事業年度の期間とし、1事業年度期間中に任命された顧問の任期は、当該任命された事業年度が終了する月の最終日までとする。ただし、重任を妨げない。

第6条（報酬）

顧問の報酬は、年額30万円（税込）とする。

第7条（出張）

顧問が当法人の依頼により出張する場合は、当法人の旅費規程を準用する。

第8条（退職手当不支給）

顧問には、退職手当を支給しないことを原則とする。

付 則

この規程は2022年12月26日より施行する。